

## 建築確認申請の確認済証等を偽造し 交付した事例がありました

建築基準法に基づく建築確認申請等の建築関係手続において、確認済証等を偽造し、申請者に交付していた事例がありました。

今後、再発防止策を講じ、その徹底を図ってまいります。

### 1 不適切な事務処理の状況

建設事務所建築担当課において、同一の担当職員が建築主事等決裁権者の決裁を得ずに、確認済証等を偽造し、交付していたことが判明しました。

<事案の概要：9件の申請（うち2件は同一物件のため、対象物件数は8件）>

地 域：南信地区、中信地区及び北信地区

許認可証等	根拠法	件数
確認済証	建築基準法第6条第4項 【別紙フロー②】	3
検査済証	建築基準法第7条第5項 【別紙フロー③】	3
建築許可通知書	建築基準法第43条第2項 【別紙フロー①】	1
建築許可通知書	建築基準法第85条第4項 【別紙フロー④】	1
長期優良住宅認定通知書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条 【別紙フロー⑤】	1

(申請の流れは別紙フロー参照)

### 2 対象建築物の状況

不適切な事務処理が行われた事案9件のうち、建築され完成しているもの8件については、各申請手続の基準に適合していることを確認しました。

建築工事に着手していない1件については、建築基準法に適合していない部分があり、申請者と対応を協議中です。

なお、この他に申請書類が所在不明となっている事案が4件ありましたが、基準に適合していることを確認しました。

### 3 再発防止に向けた今後の対応

公印管理をはじめとする適正な事務処理の徹底を図るとともに、全建設部職員に対して公務員倫理・法令遵守に関する職員研修を実施します。

(問合せ先)

担当 建設部建築住宅課 佐々木、美谷島

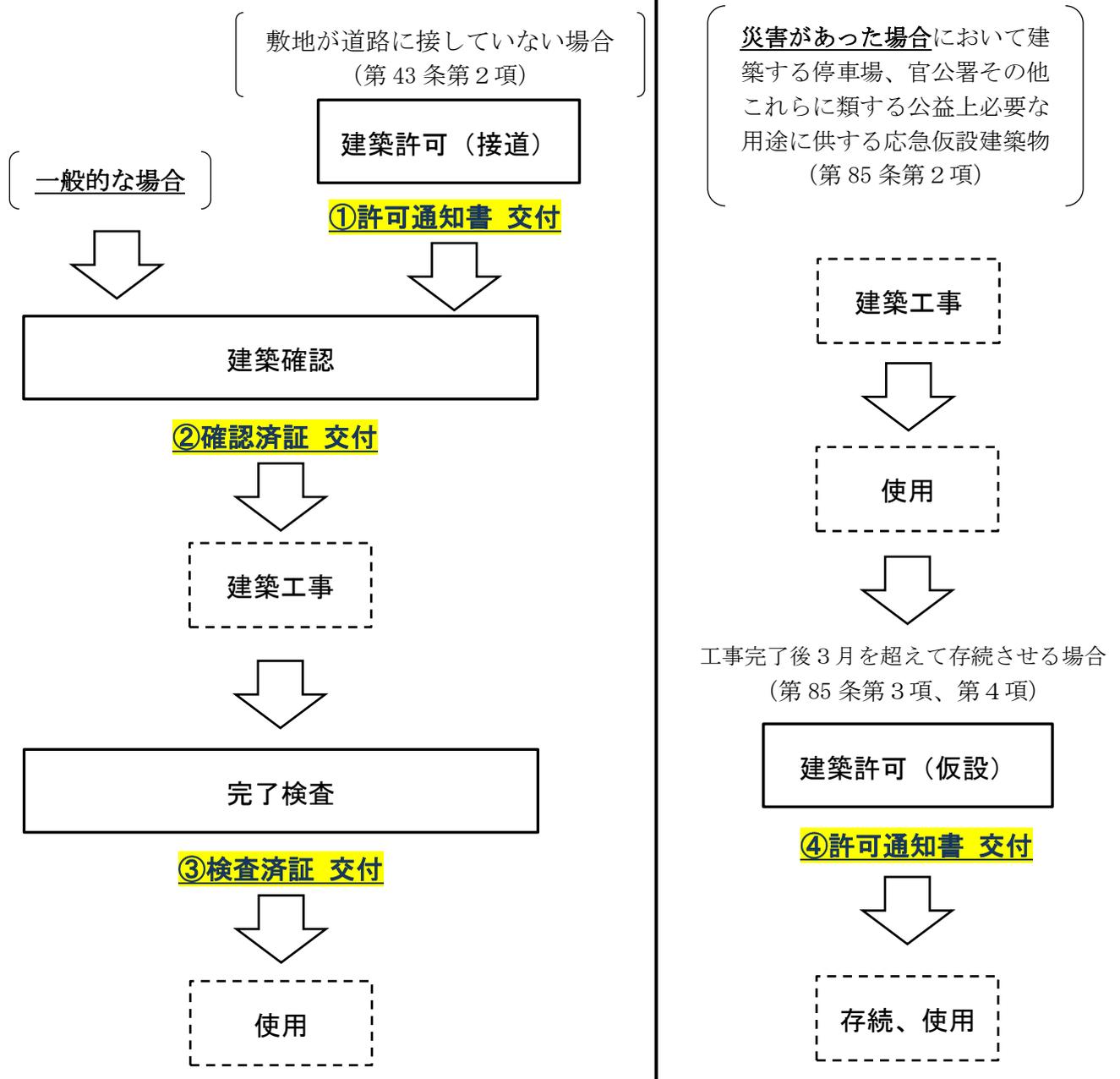
電話 026-235-7335 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3611

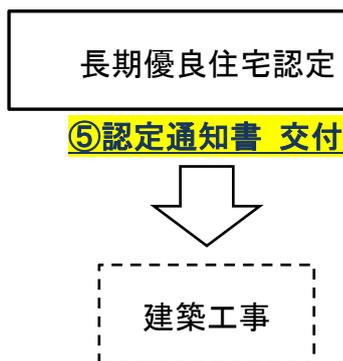
F A X 026-235-7479

E-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp

### 建築基準法



### 長期優良住宅の普及の促進に関する法律



- ・認定による税制等の優遇措置等あり
- ・建築確認、完了検査は別途必要